

委員から御提出いただいた御意見

1. 基本的施策 10 項目の検討項目について

《教育の振興等》

- ・一次予防（未然防止の観点）が主たる目的となるので、現状の学習内容に不足があるかないかを検討することが必要。
- ・2015 年の啓発週間に、古いタイプの啓発講演ではなく、著名人によるおしゃれなライブを行い、TVCM 作成やインターネット中継を行うなどイメージの一新を図る。そのための準備委員会を設け議論する。

《不適切な飲酒の誘因の防止》

- ・たばこに関しては、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」が定められ、事実上テレビ等の CM が禁止されている。アルコールに関しては、現在、事業主の自主規制により、時間帯の制限を行っているが、今後、たばこと同様の規制が可能かどうか検討するべき。

《アルコール健康障害に係る医療の充実等》

- ・医療の充実の部分と、最適な治療体系と医療の限界及び費用対効果について検討すべき。

《アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等》

- ・飲酒運転問題とその他の問題を分けて扱うことを提案する。
- ・非常に幅広く、関係する分野、部署も多いと思われるので、この議論を行う際には本項目 1 項目だけの検討にしていただきたい。

《相談支援等》

- ・行政・医療・自助団体及びその連携について一つ一つ検討することを提案する。

《民間団体の活動に対する支援》

- ・自助団体とその他団体に分けて扱うことを提案する。

《人材の確保等・調査研究の推進等》

- ・保健の分野と医療の分野で独立して案を出すべきである。

2. ワーキンググループ（以下「WG」と表記）の設置について

《WGの設置に賛成》

・WGを作って、計画の草稿を作成いただき、それを全体の関係者会議で討議し、最終版を作成する。

・10の施策について、関係者会議で、最低6回のヒアリング中心の検討を行い、

- ① 「教育の振興等」と「不適切な飲酒の誘因の防止」
- ② 「健康診断及び保健指導」と「アルコール健康障害に係る医療の充実等」
- ③ 「アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」のうち「飲酒運転」
- ④ 「アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」のうち、「暴力・虐待・酩酊による事故・自殺」
- ⑤ 「相談支援等」「社会復帰の支援」「民間団体の活動に対する支援」
- ⑥ 「人材の確保等」と「調査研究の推進等」

→その後（又は並行して）WGで対策を、以下のABCに分類し、まとめる。

- A 現在の対策を工夫することで効果が出る対策、基本計画に明記することで促進が望める対策
- B ある程度の予算やシステム構築が必要な対策、パイロットスタディや調査が必要な対策
- C 法律の改正が必要な対策

→関係者会議で目玉と優先順位の絞込みを行う。

・大きく以下の2つに分けてWGを作り、各テーマについて委員以外の臨時的発表者も呼んで検討する。

- ① 「教育の振興等」「不適切な飲酒の誘引の防止」「アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」「相談支援等」「社会復帰の支援」「民間団体の活動に対する支援」
- ② 「健康診断及び保健指導」「アルコール健康障害に係る医療の充実等」「人材の確保等」「調査研究の推進等」

・10項目を3つくらいに分けるのがよい。調査研究の推進等については、WGを作るのもよい。ただしいずれにせよ、関係者会議で進捗を共有できるようにする必要がある。

・1つのWGで全ての分野を取り扱うのは難しい。分野の特性から2~3のWGを作るのがよい。WGには、必要に応じて外部の専門家を招聘すべき。また、各WGは緊密に連絡しあいながら、作業を進める必要がある。

- ・WGの開催は、効率的に会議を進め、基本計画に関する具体的な提言を行うためにも必要と思われる。WGで提案された基本計画に対する具体的な案を関係者会議全体で討議する。上記のようにWGは、3つか4つ位が現実的と思われる。WGでは、先に議題と議論の進め方、日程を大枠で定めることにする。
- ・大まかに以下の4つ（③と④をまとめ、3つでもよい）の領域に分けてWGで議論するのがよい。議題によって2つにまたがって参加することも可能。

- ①「健康診断及び保健指導」「アルコール健康障害に係る医療の充実等」「人材の確保等」「調査研究の推進等」
- ②「社会復帰の支援」「相談支援等」「民間団体の活動に対する支援」「人材の確保等」「調査研究の推進等」
- ③「アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」「民間団体の活動に対する支援」「人材の確保等」「調査研究の推進等」
- ④「教育の振興等」「不適切な飲酒の誘因の防止」

- ・10項目すべてに、それぞれWGを作るのは厳しいと思うが、複数のWGを設ける必要があると思う。
- ・テーマ単位に、関係者会議外の専門家や当事者を含めてWGを結成し、計画案を形成していく。アルコール関連問題は多方面にわたるので、多くのWGを要すると考える。
- ・以下の分野においては検討範囲が大きいためWGを設けるべき。

「アルコール健康障害に関わる医療の充実等」「アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等」「相談支援等」「社会復帰の支援」「民間団体の活動に対する支援」

《WG設置に反対または留保》

- ・基本的に、関係者会議で議論することが望ましく、各委員が課題を持ち帰り、関係者と議論した意見を持ち寄り、関係者会議で議論することが望ましいです。
特定の分野において、ウェイトが大きく、時間や手間がかかると判断した場合に、WGを設定するか否かを検討すればよいと考えます。
- ・アルコール関連問題は多岐にわたるため、対策を行うにあたっては多様な関係者の関与が必要であり、そのため本会議は幅広い分野から委員が選出されているものと思われる。
各項目を検討していくにあたっては、委員を分割するようなWGで議論を行うので

はなく、多分野からの意見聴取ができる全委員の関係者会議で議論を行っていくことが望ましい。

その場合、1回の会議で2～3項目の検討を行うことは難しいと思われるので、関係者会議の開催回数もしくは1回の開催時間については検討が必要。

また、必要に応じて、会長判断で、関係者会議での検討前に、委員少人数で検討内容の整理等を行うための協議の場はあってもよい。

3. その他

- ・毎月第〇・〇曜日という風に定例化して会議を予定して欲しい。できるだけ早く決めて欲しい。
- ・開催日がある程度固定していただきたい。
- ・会の日時を最低3か月、できれば半年前に決めていただきたい。
- ・会議の開催日を予め2016年1月まで早期に決めて頂くと今後のスケジュール調整が行いやすく、関係者会議への参加がしやすく有り難い。
全員での開催を2ヶ月に1回（例えば、偶数月の最終金曜日など）、その間の奇数月には月1回程度定期的にWGでの会議を開催する。
- ・開催回数を増やすか、難しい場合は会議時間を延長する。
- ・通り一遍の情報提供、啓発に終わらず、具体的な施策につながる何からかの成果を少しでも作り上げようとする意気込みが重要。